

# 望月綜合法務事務所便り



連絡先：〒612-8411  
京都市伏見区竹田久保町 2 番地  
TEL：(075) 644-9252  
URL：http://www.office-mochizuki.com

## 来年 1 月から「専門実践教育訓練給付金」が拡充されます

### ◆最大で受講費の 7 割、年間 56 万円を給付

厚生労働省は、2018 年 1 月より、「専門実践教育訓練給付金」の支給額と支給対象者を拡大します。

雇用保険の被保険者を対象に、支給率については受講者が支払った教育訓練経費の 50%（資格取得等した場合はさらに 20% 上乗せして合計 70%）とし、上限額も年間 40 万円（資格取得等した場合は年間 56 万円）とするものです。

社会人の学び直しを後押ししつつ、成長分野の人材を増やすねらいです。

### ◆支給対象は支給要件期間 10 年から 3 年に短縮

専門実践教育訓練給付金の支給対象者は現在、「雇用保険の被保険者のうち、支給要件期間が 10 年以上（初めて教育訓練給付金の支給を受けようとする人は 2 年以上）ある人」、「雇用保険の被保険者であった人のうち、離職日の翌日から受講開始日までが 1 年以内で、

かつ支給要件期間が 10 年以上（初めて教育訓練給付金の支給を受けようとする人は 2 年以上）ある人」となっています。

これを、来年 1 月以降に受講開始する専門実践教育訓練を対象に、上記の支給要件期間を 10 年以上から 3 年以上（初めて教育訓練給付金の支給を受けようとする人は 2 年以上）に短縮します。

### ◆「教育訓練支援給付金」も拡充

失業中の人に支給する「教育訓練支援給付金」についても拡充し、来年 1 月以降に受講開始する専門実践教育訓練からは、45 歳未満の離職者のうち一定の要件を満たす人には、基本手当日額に相当する額の 80% が支給されることとなります。

### ◆支給対象講座や一般教育訓練給付金も拡充へ

IT 等の分野で活躍する人材を増やすため、2018 年度から経済産業省が新たに認定する講座や、文部科学省が 2019 年度から導入を目指す

している「専門職大学」なども新たな給付の対象とします。

このほか、一般教育訓練給付についても対象の講座拡大や助成率の引上げを来夏にかけて検討していくことにしています。

## 「湿度」を管理して冬の快適職場をつくろう！

### ◆冬季の職場は「乾燥」に要注意

職場環境の快適さは、作業効率や集中力、社員の健康状態にも影響を与えます。この点、冬季は「乾燥（低湿度）」が問題となっている職場が多いようです。

湿度が低いと、鼻・のど・口の粘膜や、目・皮膚が乾燥し、風邪や疲れ目などの健康影響が生じることも懸念されます。

また、インフルエンザウイルスは、低湿度で活性化します。冬季は、職場の乾燥対策にも目を向けることが求められます。

### ◆職場の温度・湿度管理に関する法律

事務所衛生基準規則（昭和 47 年法律第 57 号）にお

いて、「空気調和設備を設けている場合は、室の気温が 17 度以上 28 度以下及び相対湿度が 40 パーセント以上 70 パーセント以下になるように努めなければならない。」（第 5 条）と定められています。

しかし、この基準を満たしていない職場が多いことが従来から指摘されています。

皆さんの職場ではいかがでしょうか。快適な湿度が保たれているか、確認してみてください。

### ◆職場でできる湿度管理

屋内の低湿度対策として思い浮かぶのは加湿器の使用ですが、広い空間ではなかなか効果を実感するのが難しいでしょう。近年は調湿機能付きの空調システムもありますが、導入にはコストもかかります。

現実的には、加湿器を用いながら、マスクの着用によりのどを潤す、適度な保温加湿効果を持つ観葉植物を置くといった対策が有効と言えそうです。

なお、ミストが出るタイプの加湿器は、OA 機器に影響を及ぼすこともありますので、注意が必要です。

## 1 月の税務と労務の手続期限 [提出先・納付先]

10 日

○ 源泉徴収税額（※）・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]

※ただし、6 ヶ月ごとの納付の特例を受けている場合には、29 年 7 月から 12 月までの徴収分を 1 月 20 日までに納付

○ 雇用保険被保険者資格取得届の提出 < 前月以降に採用した労働者がいる場合 > [公共職業安定所]

○ 労働保険一括有期事業開始届の提出 < 前月以降に一括有期事業を開始している場合 > [労働基準監督署]

31 日

○ 法定調書 < 源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表 > の提出 [税務署]

○ 給与支払報告書の提出 < 1 月 1 日現在のもの > [市区町村]

○ 固定資産税の償却資産に関する申告 [市区町村]

○ 個人の道府県民税・市町村民税の納付 < 第 4 期分 > [郵便局または銀行]

○ 労働者死傷病報告の提出 < 休業 4 日未満、10 月～12 月分 > [労働基準監督署]

○ 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]

○ 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]

○ 労働保険料納付 < 延納第 3 期分 >

○ 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

○ 外国人雇用状況の届出 (雇用保険の被保険者でない場合) < 雇入れ・離職の翌月末日 > [公共職業安定所]

○ 固定資産税に係る住宅用地の申告 [市区町村]

○ 本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

○ 給与所得者の扶養控除等 (異動) 申告書の提出 [給与の支払者 (所轄税務署)]

○ 本年分所得税源泉徴収簿の書換え [給与の支払者]

## 弊所よりひと言

●法務相談、労務・人事管理、給与計算、各種許認可申請、民事・家事事件、就業規則見直し、労基署・年金事務所調査の立会い等について、ご不明な点やご質問はお気軽にお問い合わせ下さい。